

ご家庭の単独処理浄化槽は定期(水質)検査が必要です

浄化槽は管理者自らが責任を持って維持管理(保守点検・清掃)を行わなければなりません。浄化槽管理者は、毎年、指定検査機関に法定検査を依頼して浄化槽が正常に機能しているかの診断を受け、不具合があれば保守点検業者などとともに修理改善を行ってください。なお、法定検査は有料です。

●法定検査は2種類

- ・浄化槽を設置後、使い始めて3～8ヶ月以内に1回受ける検査
- ・毎年1回受ける定期検査

鳥根県では、指定検査機関である公益社団法人鳥根県浄化槽普及管理センターから浄化槽管理者に対して受検案内を行っています。

(お問い合わせ先)

- ・法定検査に関すること
公益社団法人 鳥根県浄化槽普及管理センター ☎(0852)24-8165
- ・浄化槽管理者の変更、浄化槽の廃止、その他浄化槽法に関すること
雲南保健所 環境保全グループ ☎42-9673

こんにちは
保健師です



6月は、食育月間です～食育の体験に参加しましょう～

毎年6月は食育月間です。今月は、改めて「食」について考えてみましょう。

「食」は、人が生きていくための基本となり、心や身体の成長の基礎になるものです。食を食べることが、私たちの身体を作り、生命を維持しています。

単に美味しく食べるというだけではなく、食べるということが持つ意味を知ることが健全な成長には重要です。健康に暮らしていくため、いろいろな経験を通して「食」についての知識と、適切な「食」を選択する力を身につけることが、あらゆる世代の人たちに求められています。

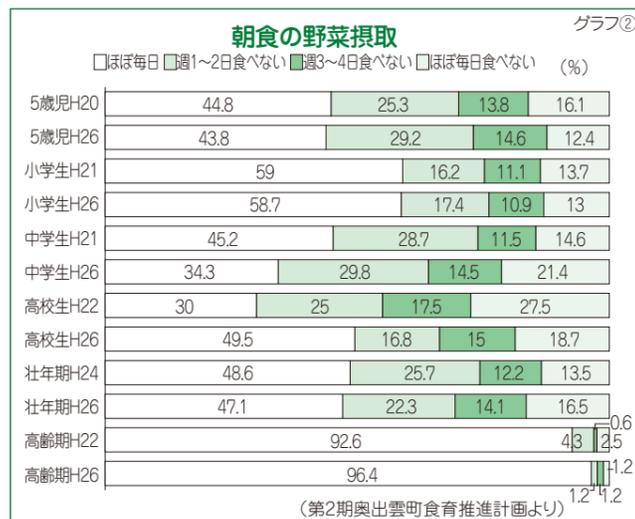
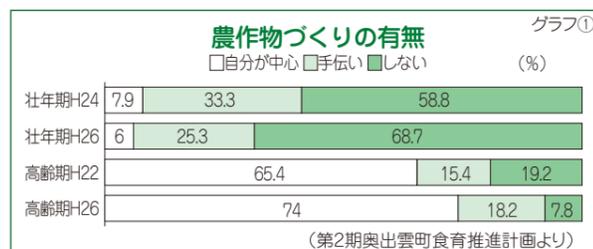
平成27年度から、第2期奥出雲町食育推進計画が始まります。この計画は、家庭での毎日の食生活だけでなく、幼児園、学校、公民館など地域全体で奥出雲町の食育を推進し、健康な町づくりを目指すための目標です。

奥出雲町には、仁多米をはじめとする豊かな食材がたくさんあります。しかし、農作物づくりは高齢者を中心に行われ、農業の後継者不足が課題となっています(グラフ①)。

また、1日の野菜の必要量は350gですが、野菜料理1品分不足していると言われていています(グラフ②)。畑や産直市の野菜は、生産者の顔の見える安心安全な食材です。

あなたも、畑づくりを始め、たっぷりの野菜生活で健康づくりを始めてみませんか。

食育月間の6月には、畑づくりなどの体験や、野菜栽培講習会、地産地消など食育のイベントなど、「食育」活動にぜひ参加してみましょう。



～ひとりで悩んでいませんか～

○●ひきこもり家族教室のご案内●○

ひきこもりに関する知識や本人さんへの対応の工夫を学び、ご家族同士で語り合う「家族教室」を開催します。ご家族の不安や焦る気持ちを和らげることを目的とした場です。お気軽にご参加ください。

- 対象：ひきこもり当事者(中学校卒業後の方)のいるご家族
- 開催日時：第1回 8月21日(金) 13:00～16:00
- 会場：雲南保健所 集団指導室
※第2,3,4回については、松江会場または出雲会場に参加することができます。
- 申込み方法：事前申込み制。電話、ファクス、郵送のいずれかで下記までお申込みください。
- 締め切り：平成27年8月7日(金)

○●申込み・問い合わせ先●○

鳥根県立心と体の相談センター 相談判定課
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ鳥根2階
電話 0852-32-5905 Fax 0852-32-5924



日本年金機構からのお知らせ

「年金情報流出」を口実にした「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!

日本年金機構において、職員の端末に対する外部からのウィルスメールによる不正アクセスにより、当機構が保有している情報の一部が外部に流出したことが、5月28日に判明しました。

この年金情報流出事案に関して次のようなことはありません

- 日本年金機構や年金事務所からお客様に電話することはありません。
- 日本年金機構からお客様にお金を要求することはありません。
- 日本年金機構がお客様にATMの操作をお願いすることは一切ありません。
- お客様の個人情報(家族構成など)を確認することはありません。

ご自宅や職場などに日本年金機構や機構の職員などを名乗る電話がかかってきたら、迷わずにお電話ください。

専用電話窓口(コールセンター)
0120-818211

受付時間 8:30～21:00
警察相談専用電話 #9110 または最寄りの警察署まで

国民年金保険料の免除制度・申請について

国民年金保険料を納めることが困難な時には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる制度があります。

平成27年度の免除等の受付は、平成27年7月1日から開始されます。

また平成26年4月より、2年1ヶ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになりました。申請を忘れていて未納期間のある方は、役場窓口または年金事務所へご相談ください。

【持参するもの】

- ・年金手帳
- ・印鑑
- 離職を理由とされる方は次の書類もお持ちください。
- ・雇用保険受給資格者証
または雇用保険被保険者離職票等

【受付窓口】

仁多庁舎：町民課 横田庁舎：税務課

【問い合わせ先】

町民課戸籍グループ
有線：31-5104/電話：54-2510